

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年3月14日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成19年10月1日 第3574号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市北区上賀茂豊田町26番地及び39番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市北区上賀茂竹ヶ鼻町5番地の2

株式会社 TAKEYA コーポレーション

代表取締役 中嶋昇

(都市計画局都市景観部開発指導課)